

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言延長に対する対応

2020年5月7日

緊急事態宣言の延長を受けて、業務時間の短縮（10：00～16：00）を5月末日まで延長いたします。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、業務を交代制としており、事業所ご担当者様をはじめ加入者及び受給者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、一日も早い感染終息のため、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

（適用関係）

- ・適用関係諸届の締切日及び納入告知書の発送日につきましては、引き続き通常通りとします。
- ・「仮想個人勘定残高のお知らせ」の発送は、6月末頃を予定しています。

（給付関係）

すでに年金を受給中の方につきましては、通常通り年金を支給させていただきますが、以下の業務につきまして遅延する場合がありますので、予めご了承ください。

- ・新規裁定の方の給付や各種手続き及びご案内
- ・老齢給付金（独自給付:年2回6月及び12月の各20日支払分）の裁定